

全国司法書士女性会FAX通信88号 (2004年9月号号外)

発行責任者 会 長 長谷川 歌子
事務局 〒 579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7
滝川あおい司法書士事務所
tel 0729-81-5281 fax 0729-87-3460
e-mail BZW00425@nifty.ne.jp
<http://www.geocities.com/joseikai/>

簡裁事件の移送問題について

理事 (事務局) 滝川あおい

認定司法書士が代理人となって簡裁に提起している事件について、民事訴訟法18条に基づき、簡易裁判所が裁量移送を行ったり、同19条に基づき、不動産に関する訴訟において、相手方の申立てによる必要的移送が行われたりする事例が頻発していることが明らかになりました。以下は私の限られた経験談です。他にも事例はたくさんあるようです。

自分が代理人となって関与している不動産訴訟について、私は、被告の申立てにより、簡裁から地裁への移送を余儀なくされた経験があります(目下その事件は大阪地裁に係属中)。賃料滞納により契約解除され、事実関係は極めて明白な事件で(しかも一度賃料滞納による建物明渡請求訴訟で和解したという経過後、さらに被告が賃料滞納したという悪質な事例)、複雑な事件だから移送されたのではなく、専ら、司法書士の代理人はずしあるいは期日の引き延ばしを目的として申し立てをされた感があります。どうして、司法書士法改正時に、民事訴訟法の見直しもしなかったのでしょうか。移送制度がこのような形で乱用されるなんて、悔しくてたまりません。これは法律の不備です。簡裁を市民のための裁判所として機能させるためには、不動産訴訟の必要的移送制度は、絶対に撤廃しなければなりません。

さらに問題なのは、簡裁が裁量移送制度を使い、頻繁に地裁へ事件の移送を行っていることです。私自身も、過払い返還請求事件において、再抗弁の提出、請求の拡張の申立て、損害賠償請求訴訟との弁論併合上申を行ったところ、裁判官から移送勧告をなされてしまい、上申書の提出でなんとか移送をくいとめたという経験があります。本人訴訟でも、移送勧告はなされたのでしょうか。私は、むしろ、司法書士が代理人となっているために、移送が行われているという疑念を持っています。これは、裁判所が移送制度をどのようにとらえるか、という問題ですので、連合会は、最高裁と移送制度についての協議の場を持って、乱用によって司法書士が代理人をはずれ、市民に対する負担が大きくなるという現実を訴え、裁量移送制度は必要最低限の場合に使われるべきであるという取り扱いを徹底させる必要があると思います。

参考までに、私が移送をくいとめた上申書を添付します。